

地方議会向け「児童虐待防止」関係質問集（テーマ別）

平成 30 年 7 月 23 日
自由民主党政務調査会
虐待等に関する特命委員会

【児童虐待防止に向けた決意】

- 1 子どもの命がなくなるような痛ましい事件を起こさないために、児童虐待防止対策に向けた首長の方針如何。

【児童相談所の体制等（都道府県、政令市、児童相談所設置市）】

- 2 全国的に児童虐待相談件数も増えており、複雑なケースが生じている中、本県（市）における児童福祉司の配置状況の推移と今後の配置見込み如何。

※児童福祉司の配置標準については、平成 28 年 10 月から、

- ①各児童相談所の管轄地域の人口 4 万人に 1 人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

こととなっている。なお、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、①の人口要件について経過措置が設けられており、平成 29 年度及び平成 30 年度では、人口 5 万人に 1 人以上を配置することを基本とすることとなっている。

※ 平成 30 年度における地方交付税措置は、人口 1 7 0 万人の標準団体において児童福祉司 4 2 人。

- 3 児童福祉司一人当たりの担当ケース数如何。個別のケースにしっかりと対応できているのか。
- 4 児童相談所職員や児童養護施設等の施設職員並びにスーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士、保健・医療などの専門職の配置状況如何。本県における児童虐待事案に十分対応できていると認識しているのか。

<平成 2 9 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 P 3 2 1～3 2 3、3 2 7～3 2 9 参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174777.pdf>

- 5 児童虐待対応に当たっては、教育現場や警察との連携、それらの知見の活用が重要であるが、児童相談所や一時保護所における教員や警察の O B の配置状況如何。

※ 対象経費の2分の1を国が支出する補助金あり。(児童の安全確認等のための体制強化事業、一時保護機能強化事業)

6 虐待された子どもと虐待した親に対するカウンセリングや治療プログラムの実施など、家族の再統合に向けた取組状況如何。

※ 対象経費の2分の1を国が支出する補助金あり。(保護者指導・カウンセリング強化事業)

【中核市の児童相談所設置に向けた措置について(中核市・特別区)】

7 住民に身近な地域において、児童相談所設置を促進するため、国においても設置に向けた支援が行われているが、児童相談所設置に向けた検討状況如何。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P353参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000174778.pdf>

【通告があった場合の児童の安全確認措置について(都道府県、政令市、児童相談所設置市)】

8 速やかに児童の安全確認を行うことが重要であるが、児童虐待の通告があった場合の児童の安全確認の実施状況如何。安全確認できていない事例及びその対応状況如何。

※ 自治体において、通告があった場合には、児童相談所又は児童相談所が依頼した者により48時間以内に直接目視により安全確認を行うこととされているが、24時間以内のルールを定めているところもある。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P330参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000174777.pdf>

9 転入出時の適切な情報共有・引継ぎが重要であるが、児童虐待のあった家庭の転入出時の引継状況如何。

【警察等との連携について(都道府県、政令市、児童相談所設置市)】

10 安全確認のための立ち入り調査などにおける警察との連携について、児童相談所から警察への援助要請の状況如何。(件数や事例)

11 安全確認のための立ち入り調査などについて、児童相談所と警察が合同で、具体的な事例を想定した実践的な研修の実施状況如何。

＜児童虐待への対応における警察との連携の推進について（平成 24 年 4 月 12 日雇児総発 0412 第 1 号）＞

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_12.pdf

12 警察から児童相談所への虐待通告の状況如何。どのようなケースが多いのか。（件数や事例）

13 警察との連携を図るため、平時より情報交換・人事交流等の連携を進めるための取組状況如何。

14 虐待した親が検察官へ送致された場合などについて、その後の子どもの保護等を検討するに当たって、検察との連携・情報共有の取組状況如何。

【一時保護所・社会的養護について（都道府県、政令市、児童相談所設置市）】

15 一時保護された子どもが適切な環境で保護されることが重要と考えるが、一時保護所の入所率及び期間如何。入所率が高い場合及び期間が長い場合の改善策如何。

※ 年間平均入所率 100% を超えている自治体は 10%、80%～100% 未満の自治体は 17%、20% 未満は 10%、20% 以上～40% 未満が 21% と地域差が非常に大きい。特に都市部において入所率が高い傾向にある。

＜平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 P 331・332 参照＞

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00174777.pdf>

16 一時保護所について、個別対応できる居室の整備などの環境改善の状況如何。

※ 個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善については、平成 27 年 3 月 20 日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、前計画である「子ども・子育てビジョン」に引き続き、平成 31 年までに、全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すこととされている。

＜平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 P 333・334 参照＞

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00174777.pdf>

17 子どもの目線で見えた場合、一時保護所において、子どもの権利は守られていると言える状況になっているのか。

18 一時保護所における子どもの学習支援や学校への通学の支援に関する取組状況如何。

19 家庭的な養育の推進に向けた里親等委託率の推移及び目標如何。①里親の開拓・養育や②マッチング、③里親家庭への訪問等の里親に対する支援についてそれぞれどのような取組を行っているのか。また、里親等委託率の引き上げにどのように取り組んでいくのか。

※ 里親等委託率とは、施設入所等措置（里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設）のうち里親及びファミリーホームに委託している児童の割合。全国平均は18.3%（平成28年度末）。

20 親元で育つことが困難な子どもに対してパーマネンシー（永続的な養育環境）を保証するため、養子縁組への取組状況如何。

※ 平成28年児童福祉法改正において、児童相談所の業務として養子縁組に関する相談・支援を明確化している。

21 家庭的な養育を推進するため、里親制度の広報・普及のための市町村としての取組如何。（市町村を対象とした質問）

22 児童養護施設等を退所した児童の進学支援・職業的自立は、虐待や貧困の連鎖を防ぐ観点からも重要な課題であるが、入所児童の自立支援のための取組如何。

23 児童虐待に気付いた人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル（189番）の周知・啓発の取組如何。

【市町村の支援体制等（市町村）】

24 市町村における相談体制を充実するため、市町村児童家庭相談窓口の専門職並びに専任職の配置状況如何。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P345、348参照>
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174778.pdf>

25 市町村における相談体制の充実を図るため、子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点の配置及び設置予定如何。

※ 平成28年児童福祉法改正において子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点が法律上、位置づけられ、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援体制の構築に向けた取組が進められている。

<平成29年度全国児童福祉主管課長会議資料P662、689～692参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000199276.pdf>

26 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割分担や連携の状況如何。

<平成29年度全国児童福祉主管課長会議資料P662、689～692参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000199276.pdf>

27 児童虐待の防止に寄与するための取組として、保育所等の利用調整に当たって、被虐待児童を優先的に利用させる取扱いとしているか。

※ 子ども・子育て新制度においては、優先利用の対象として考えられる事項の一つとして、「虐待又はDVのおそれがあることに該当するなど、社会的養護が必要な場合」を提示。（「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け通知））。

28 市町村における専門的な対応力を向上するため、弁護士や医師等の外部人材を活用して助言を求めているか。

29 児童虐待に気付いた人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル（189番）の周知・啓発の取組如何。

【要保護児童対策地域協議会（市町村）】

30 要保護児童対策地域協議会の専門性を向上させるため、要保護児童対策地域協議会（略：地域協議会）の調整機関に専任の職員を配置しているか。また、専門性のある職員を配置しているか。

※ 平成28年改正法により、市町村の設置した要保護児童対策地域協議会の調整機関には調整担当者の配置及び研修の受講が義務化。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P46参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174770.pdf>

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P357参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174778.pdf>

31 支援を行っている子どもについて関わりのある関係機関が情報共有し、役割分担を行うための要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催状況如何。

※ 要保護児童対策地域協議会は、平成29年4月1日現在で99.7%の市町村が設置している。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P360参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintou-jidoukateikyoku/0000174778.pdf>

32 要保護児童対策地域協議会に登録されているケースについて、適切に管理し、進行管理するため、要保護児童対策地域協議会におけるケースの進行管理台帳の作成の有無及び作成している場合のケースの見直しの頻度如何。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P362参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintou-jidoukateikyoku/0000174778.pdf>

33 要保護児童対策地域協議会の構成機関（医療機関・保健・福祉・教育など）の児童虐待への対応力を向上するため、研修の実施状況如何。

34 児童虐待事例に関し、市区町村と児童相談所において、適切に役割分担の上、各ケースに対応することが重要であるが、市区町村と児童相談所が共通のアセスメントの基準を定め、役割分担を行う取組の実施状況如何。

35 文部科学省と厚生労働省が「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を示しているが、市町村（児童相談所の場合は都道府県等）において、福祉部門と教育部門において、この指針のような取り決めをしているのか。指針に従って一カ月に一回程度、情報交換が行われているのか。

<学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成22年3月24日雇児発0324第1号）>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv40/>

【妊娠期からの支援など母子保健分野の取組（市町村）】

36 医療機関において、子どもの養育について特に支援の必要な妊婦等を発見した際に市町村保健センター等へ情報提供がなされるよう厚生労働省から通知されているが、対応状況如何。

<要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成 29 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 9 号・雇児母発 0331 第 2 号）>
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/19.pdf>

37 また、実際に医療機関から子どもの養育について特に支援の必要な妊婦等について情報提供された場合、どのように対応しているのか。

38 児童虐待防止の観点から、乳幼児健診未受診者など全ての乳児の状況把握の対応状況及び、乳幼児健診未受診の状態が続いているなどの場合に要保護児童対策地域協議会の支援につなげる等のフォローの取組状況如何。

<養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について（平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号）>
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf

39 予防接種の接種状況をどのように把握しているのか。また、未接種者を把握し、支援につなげる体制の有無如何。予防接種を一定期間以上受けない状態が続いた場合に、子どもの状態を確認する仕組みの有無如何。

40 妊娠期からの相談支援の観点から、予期せぬ妊娠に関する公・民の相談窓口の取組みと周知方法如何。（都道府県・政令市等を対象とした質問）

41 妊娠期から適切な支援を提供するという観点から、産前・産後サポート事業の実施状況如何。

【市町村の子育て支援事業の推進（市町村）】

42 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の全戸訪問状況如何。また、全戸訪問できているか。実施していない場合は、実施しない理由又は今後の実施予定の有無如何。

<平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 P 364 参照>
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00174778.pdf>

43 相談窓口に来ることが難しい家庭に対して、アウトリーチ（訪問型）での支援が重要と考えるが、養育支援訪問事業の実施状況如何。実施していない場合は、実施しない理由又は今後の実施予定の有無如何。

<平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料P370参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintou-jidoukateikyoku/000174778.pdf>

- 44 子育て中の親子が気軽に集い、地域とのつながりを持てる場としての、地域子育て支援拠点事業の実施状況如何。今後の実施予定の有無如何。

<平成30年度全国児童福祉主管課長会議資料466～477頁参照>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintou-jidoukateikyoku-Soumuka/0000199272.pdf>

- 45 虐待の未然防止、早期発見の観点から、保育園や幼稚園に通っていない児童や未就学児の把握が重要と考えるが、未就園・未就学児の把握と支援の実施状況如何。

【学校関係】

- 46 児童虐待を学校で認知した場合、適切な通告を行っているか。

<児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（平成22年3月24日21文科初発第777号）など>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1310049.htm

- 47 文部科学省では、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」や教職員用研修教材「児童虐待防止と学校（CD-ROM）」を作成し全国の教育委員会に配布しているが、市町村においてこうした研修資料を活用しどのくらい研修を実施しているのか。

<児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（平成22年3月24日21文科初発第777号）など>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1310049.htm

<「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について>

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm

<「児童虐待防止と学校」について>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm

48 学校間における進学・転学に伴う情報共有の現状如何。

＜一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（平成27年7月31日27文科初発第335号）など＞

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm

49 一時保護により学校へ登校できない児童に対する出席への取扱等の対応及び学校復帰後の補習等適切な支援の実施状況如何。

＜一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（平成27年7月31日27文科初発第335号）など＞

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm

50 児童虐待早期発見・早期対応のためのスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーの適切な活用状況如何。

＜平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（平成29年10月30日29文科生発第612号）など＞

51 市町村の教育委員会や学校の要保護児童対策地域協議会への参加状況如何。

＜児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（平成22年3月24日21文科初発第777号）など＞

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1310049.htm

52 児童虐待の死亡事例には、0歳児、0か月、0日の事例が多い。こうした事例については、予期せぬ妊娠など子どもを産む前の問題も重要。正しい性の知識の普及が重要と考えるが、市町村内の学校における性教育の実施状況如何。

（注1）

個々の地方議会で議員が質問することにより、推進が図られる可能性があると考えられることから、国において調査により把握している質問事項も含みます。

（注2）

児童相談所の関係については、都道府県、政令市、児童相談所設置市が対象。児童相談所設置市は、金沢市、横須賀市の2つ。